

ばい煙測定

件名	ばい煙測定							
図面			図面番号	1/3				
縮尺			年月日	令和4年6月20日				
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	管財係	施設係	企画係	係長	係
								
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊								

仕 様 書

1 件 名： ばい煙測定

2 場 所： (1) 大分県由布市湯布院町川上941番地
陸上自衛隊湯布院駐屯地
(2) 大分県玖珠郡玖珠町日出生
陸上自衛隊日出生台演習場

3 概 要： 大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設の測定

4 一般事項：

- (1) 本工事の写真是カラーとし、作業状況を撮影し、アルバム(A4版)に整理し、1部提出する。
また、デジタルカメラも使用できるものとし大きさはサービス版相当とする。
- (2) 請負業者は、契約後速やかに作業実施日を係官と調整を行い、また、工程表等を提出して係官の承認を受けるものとする。
- (3) 作業中の安全確保には十分に留意をして現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意をする。また必要に応じて養生等の処置を行うものとする。
- (4) 作業以外の施設等には、損傷を与えないよう十分注意して施工すること。万一、損傷を与えた場合には係官に報告し、原因が本作業に関わると認められた場合、請負業者が賠償及び補償の責を負うものとする。
- (5) 現場において、指定された以外への立入及び火気の使用は禁止する。
- (6) 作業中に発生したスス・ゴミ等は請負業者の責任において処分するものとする。また、現場は常に清潔にし、片付け清掃をその都度実施すること。
- (7) その他疑義が生じた場合は、係官と協議の上実施するものとする。
- (8) 部隊側の電気・水道等を使用する場合は、係官の承認を受けた後使用し、その後料金を負担すること。
- (9) 本測定後、ばい煙測定結果報告書(計算証明添付)を整理し、2部提出するものとする。

5 ばいじん測定(計算)方法

ばいじん量	JISZ 8808
窒素酸化物度	JISK 0104

6 施設の概要

(1) 湯布院駐屯地

場 所	ボイラー室
測定対象物	炉筒煙管ボイラー(1号缶・2号缶) 川重冷熱工業株式会社製 KS-30
使用燃料	A重油 1種2号 (硫黄分0.74%)
煙 突	15m 鋼板製 (頂上径 1,000mm)
ダクト断面積	0.36㎡
数 量	2 基

(2) 日出生台演習場

場 所	ボイラー室 1		ボイラー室 2	
測定対象物	小型貫流ボイラー IHI製 K-1000L	温水ボイラー IHI製 N-V40	簡易貫流ボイラー 川重冷熱工業株式会社製 KF-1000A	真空式温水ヒーター 日本サーモエナー製 KFL-630AH
使用燃料	A重油 1種2号 (硫黄分0.74%)			
煙 突	10.3m 鋼板製 (頂上径500mm)		7.55m 鋼板製 (頂上径560mm)	6.55m 鋼板製 (頂上径500mm)
ダクト断面積	0.13㎡		0.196㎡	0.196㎡
数 量	1 基	1 基	2 基	1 基

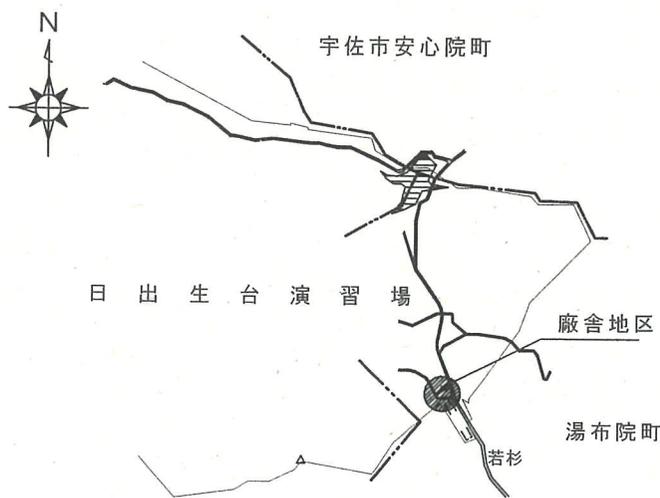
7 測定項目

項 目	測 定 結 果	単 位
測定年月日及び時間	年 月 日 (時 ~ 時)	
天候及び気候		℃
測定時における燃料消費量		L/h
排ガス(湿り)	平均値	m ³ N/h
排ガス(乾き)	平均値	m ³ N/h
ばいじん量	平均値 規制値	g/m ³ N
窒素酸化物	平均値 規制値	ppm
排ガス温度		℃
排ガス水分量		%
排ガス流速		m/sec
排ガス濃度		%
測定者氏名		

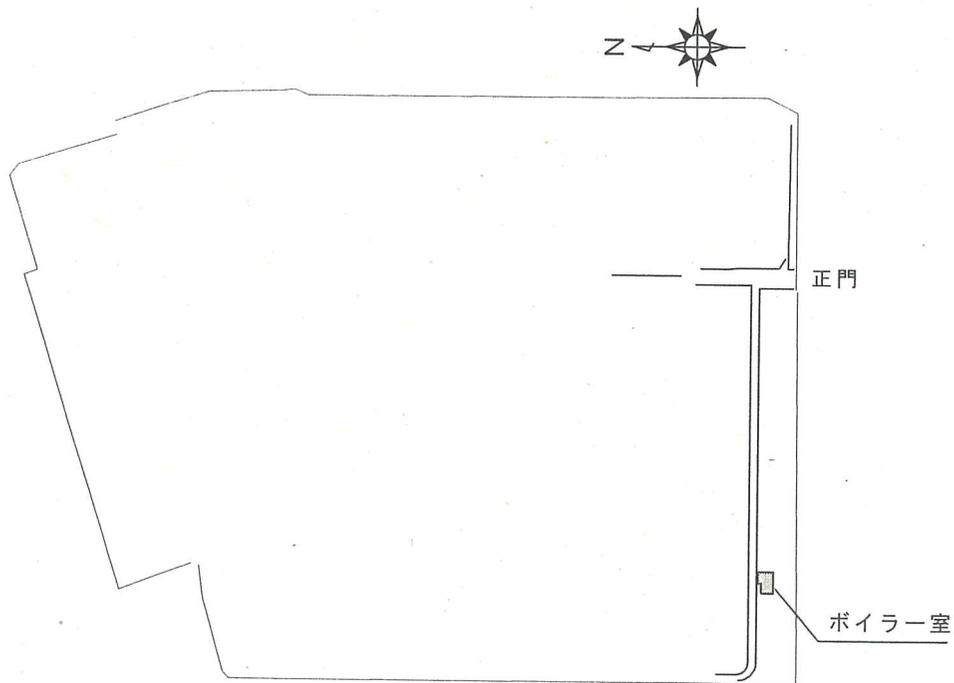
件 名	ばい煙測定		
図 面	仕 様 書	図 面 番 号	2/3
縮 尺		年 月 日	令和 4年 6月 20日
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊			



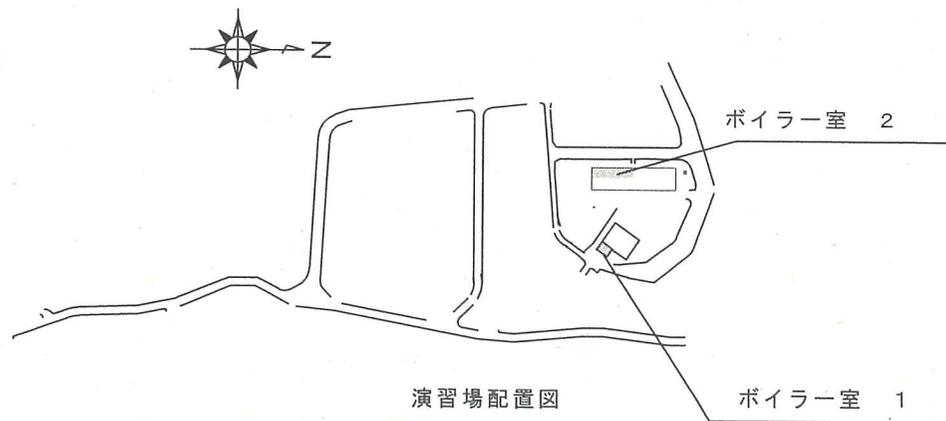
駐屯地案内図



演習場案内図



駐屯地配置図



演習場配置図

件名	ばい煙測定		
図面	案内図・配置図	図面番号	3/3
縮尺		作成年月日	令和 4年 6月 20日
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊			

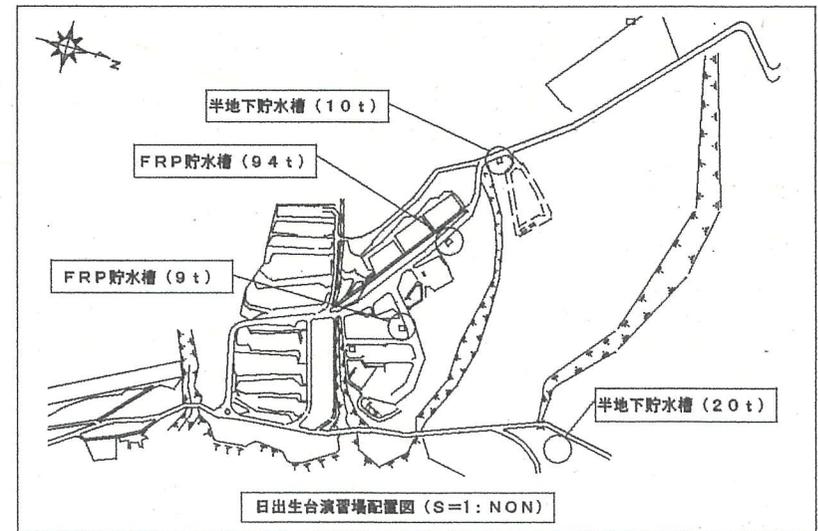
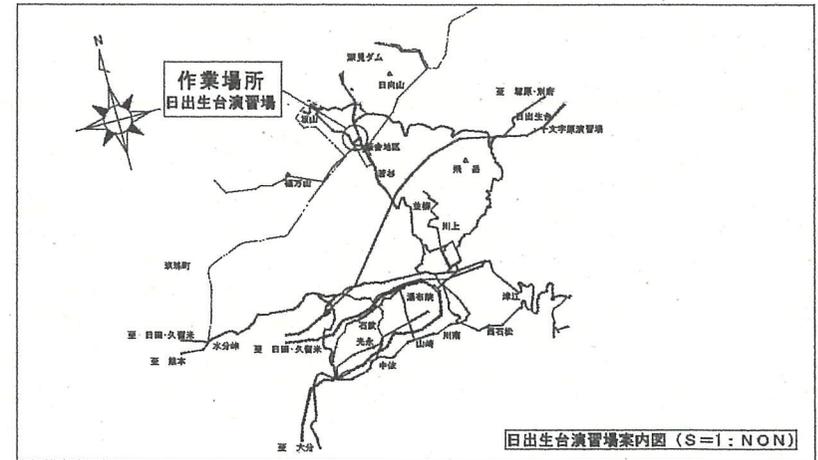
日出生台演習場貯水槽内部清掃

件名	日出生台演習場貯水槽内部清掃							
図面	表紙							
縮尺	—	作成年月日		令和 4 年 6 月 20 日			図面番号	1 / 2
業務隊長	管理科長	営繕班長	管理班長	給排水係長	企画係長	管財主任	企画	設計
							/	
陸上自衛隊 湯布院駐屯地								

仕様書

- 1 件名：日出生台演習場貯水槽内部清掃
- 2 作業場所：大分県玖珠郡玖珠町日出生 陸上自衛隊 日出生台演習場
- 3 作業概要：貯水槽4箇所（94t、20t、10t、9t）の内部清掃
- 4 一般事項：
 - (1) 本役務は、建築保全業務共通仕様書（平成20年度版）を適用するものとする。
 - (2) 請負者は、関係諸規則を遵守し、清掃の円滑なる進捗をはかるとともに、その管理・運営については、請負者の責任において実施するものとする。
 - (3) 請負者は本役務に際し、疑義等を生じた場合は、担当官と協議し、その指示に従うものとする。
 - (4) 本役務の作業に際し、安全管理、衛生管理に十分留意して実施するものとする。
 - (5) 本役務に際し、作業上当然すべき事項については、請け負業者の責任において実施するものとする。
- 5 特記事項
 - (1) 本役務に際し、事前に作業者の健康診断書（検便等、6ヶ月以内のもの）及び清掃計画書を担当官に1部提出し、作業日、作業工程（断水等）を十分に協議し了承を得るものとする。
 - (2) 清掃はタンク内の沈殿物質及び浮遊物並びに壁面等に付着した物質を洗剤及び高圧洗浄機を用いて除去し洗浄するものとする。洗浄に用いた水は完全にタンク外に排出するものとする。清掃終了後、水道引き込み管の停滞水や管内のもらい錆等がタンク内に流入しないように注意するものとする。
 - (3) 清掃終了後、塩素剤にてタンク内の内壁面、床及び天井の下面に噴霧器等を用いた消毒を2回以上行うものとする。
 - (4) 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又は、人体に影響のない消毒剤で、これと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いるものとする。
 - (5) 消毒終了後30分以上経過してから、再度槽内の水洗いを実施の上、水の注水を開始するものとする。
 - (6) 水槽内の水張り終了後、担当官立会いのもとで規則に基づき、味・臭気・色度濁度及び残留塩素の測定を実施するものとし、その結果書を担当官に提出するものとする。測定値の基準は下記のとおりとする。

ア 色度	： 5度以下
イ 濁度	： 2度以下
ウ 臭気	： 異常でないこと
エ 味	： 異常でないこと
オ 残留塩素濃度	： 0.2mg/l以上
 - (7) 清掃終了後、水道法に基づく臨時水質検査を実施し、その結果書を担当官に提出するものとする。



件名	日出生台演習場貯水槽内部清掃		
図面	仕様書・案内図・配置図		
縮尺	——	作成年月日	令和4年6月26日 図面番号 2/2
陸上自衛隊 湯布院駐屯地			